

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

※新制度未移行の幼稚園用

必要な手続き

無償化の対象となるには「給付認定申請書」の提出が必要で、保育の必要性に応じて認定区分を決定します。申請書は、園を通して配布し、園経由で提出いただきます。

保育の必要性(※)があり、預かり保育を利用しますか？

いいえ
はい

1号認定

「給付認定申請書」を提出

2号(3号※)認定

「給付認定申請書」及び「就労証明書等保育の必要性を証明する書類」を提出

※保護者の就労、病気・障がい、妊娠・出産、保護者の同居親族等の看護・介護等により、保護者に代わって子どもを保育する必要性があること

※3号は、非課税世帯の満3歳児のみ対象となる認定となります。

入園料・保育料 (1・2(3)号共通)

月額2万5,700円まで無償

- 幼稚園については、**満3歳から5歳児(小学校就学前)**までの子供が対象。
- 入園料は**入園初年度に限り**、月額に換算して無償化の対象。

※給食費や施設管理費、通園費等は対象外。

※国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園部は月額400円まで無償。

(算定のイメージ)

	入園料(※)	保育料	無償化対象	実質負担額
A園	1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
B園	-	3万円	2万5,700円	4,300円

※入園料を在籍月数(4月入所の場合は12)で割った額で、10円未満は切り捨て。



給付方法

保育料 → 園で代理受領(入園料の端数部分など一部自己負担になる場合あり。)

預かり保育料 → 償還払い(園から領収書の発行を受け、別途手続き)を予定。

預かり保育 (2 (3)号認定)

月額1万1,300円まで無償

- 共働き世帯の子供など保育の必要な**3歳児から5歳児(小学校就学前)**までの子供が対象。
- 利用日数に応じて月額上限額は変動。
(450円×利用日数)

※満3歳児(非課税世帯を除く)は、当年度については対象外。

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
400円/日	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円/月	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

お問い合わせ先：喜多方市教育部学校教育課

(0241-24-5316)